

議案第100号

大田原市立図書館の指定管理者の指定について

大田原市立図書館の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

記

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 大田原市立図書館

- (1) 大田原図書館（所在地）大田原市中央1丁目3番15号
- (2) 黒羽図書館（所在地）大田原市堀之内656番地1
- (3) 湯津上庁舎図書室（所在地）大田原市湯津上5番地1081

2 指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地

名 称 株式会社図書館流通センター

代表者 代表取締役 細川 博史

所在地 東京都文京区大塚3丁目1番1号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで